

小山町から転出される方へ

小山町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。
転入届は、新住所地の市区町村役場で届出をしてください。

- ★ 転入届に必要なもの ⇒
1. 転出証明書
 2. 本人確認書類（運転免許証等）
 3. マイナンバーカードまたは通知カード
 4. 印鑑（認印可）
 5. 年金手帳（加入者のみ）

- ★ 届出期間 ⇒ 実際に新しい住所地に住み始めた日から **14日以内**
（14日以内に転入手続きを行わない場合、過料に処せられることがあります。）

	小山町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 転出(予定)日をもって小山町での登録は自動的に廃止されます。印鑑登録証はお返してください。 ☆ 転出(予定)日の前日までは、カードを添えて印鑑登録証を申請する事ができます。 <p style="text-align: right;">【住民福祉課】Tel 76-6101</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 必要な方は、新たに登録手続きをしてください。
住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 住民基本台帳カードをお返してください。 ☆ ただし、特例転出される方は新住所地へ提出してください。 <p style="text-align: right;">【住民福祉課】Tel 76-6101</p>	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 転出年月日をもって小山町での資格がなくなります。保険証はお返してください。 ☆ 保険税は加入月数に応じて再計算し、納付額が変わる場合は、後日通知します。 <p style="text-align: right;">【住民福祉課】Tel 76-6100</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 改めて、加入手続きをしてください。 ★ 加入者のいる世帯に転入する場合は、その保険証を持参してください。 ※ 転出日と転入日が違うとき、保険税額に変更がある場合があります。
医療	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 後期高齢者医療、重度障害者医療、子ども医療、母子家庭等医療の各受給者証をお返してください。 <p>後期高齢者医療 【住民福祉課】Tel 76-6100 重度障害者医療 【住民福祉課】Tel 76-6661 こども医療 【健康増進課】Tel 76-6666 母子家庭等医療 【こども育成課】Tel 76-6126</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 健康保険証等を持参して、それぞれ必要な手続きをしてください。 ★ 後期高齢者医療の方は、負担区分証明書を添えて手続きしてください。 ★ 小山町での所得証明が必要な場合がありますので、転入先の市町村にご確認ください。
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 介護保険証をお持ちの方はお返してください。（65歳以上の方と、40歳から64歳で要介護認定を受けている方） ☆ 要介護認定を受けている方は受給資格証明書をお受け取りください。 ☆ 介護保険料は加入月数に応じて再計算し、納付額が変わる場合は、後日通知します。 <p style="text-align: right;">【住民福祉課】Tel 76-6669</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★ 要介護認定を受けている方は、受給資格証明書を添えて介護保険担当窓口にて手続きしてください。

	小山町での手続き	新住所地での手続き
児童手当	☆ 「転出される児童手当受給者の皆さんへ」の用紙をお受け取りください。 ☆ 最後の振込みが済むまで登録口座の変更、解約はしないで下さい。 【こども育成課】 TEL 76-6126	★ 新たに認定請求が必要です。受給者の保険証・印鑑・口座番号がわかるもの・個人番号がわかるもの・所得証明書などを持参のうえ、15 日以内に手続きしてください。
小学校・中学校	☆ 転出学通知書をお渡しします。直接学校へお持ちください。 【こども育成課】 TEL 76-6126	★ 新住所地で新たに手続きをしてください。
幼稚園・保育園	☆ 退園届を提出していない方は、こども育成課窓口にてご記入ください。 【こども育成課】 TEL 76-6126	★ 小山町の保育所等の継続利用をご希望の場合は、保育園担当課にて手続きを行ってください。
水道	☆ 上水道、下水道の休止届出を上下水道課又は各支所窓口で行ってください。(下水道は須走地区のみ) ☆ 電話による届出も受け付けます。 ※受付時間は、月～金(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15 ☆ 認印と休止手数料は不要です。 ※休止届出後メータを確認し前回の検針後から転出日までの差額については、納付書によって精算していただきます。 【上下水道課】 TEL 76-6125 【須走支所】 TEL 75-2211	★ 新たに開始の手続きが必要となります。
畜大登録	☆ 転出年月日を連絡してください。 【総務課くらし安全班】 TEL 76-6130	★ 鑑札・愛犬手帳を持参し、市町村又は保健所にて必要な手続きをしてください。
貸与無線放送個別受信機	☆ 受信機を役場本庁または各支所に返還してください。 ☆ 自衛隊官舎、県営住宅及び町営住宅については、部屋番号で管理していますので、そのまま結構です。 【町長戦略課】 TEL 76-6135	

新住所地での手続きは、市区町村により異なりますので、詳しくは市区町村役場へお問い合わせください。

※転出証明書の新住所・異動日に変更があったとき

転出証明書はそのままお使いいただけます。新住所地で転入届をする際に変更があったことを申し出てください。

※転出届をした後に取りやめになったとき

転出証明書と印鑑を持参して、小山町役場住民福祉課又は各支所で転出取消の手続きをしてください。

※海外へ転出される方へ

転出証明書は発行されません。なお帰国して転入届をする際には、「戸籍謄(抄)本」・「戸籍の附票」・「パスポート」をご持参ください。